

古賀市内中小企業・中堅企業のエネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援


古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金 申請の手引き

古賀市内の中小企業・中堅企業が実施する自家消費型の太陽光発電設備を導入する場合に
かかる経費の一部を補助します。

交付申請受付期間

令和8年3月13日（金）9時～11月30日（月）16時

※上記期間にかかわらず、予算額の上限に達し次第、交付申請の受付を終了します。

お問い合わせ先	ホームページ
<p>古賀市役所市民部環境課 環境整備係</p> <p>TEL 092-942-1127 Email zerocarbon@city.koga.fukuoka.jp</p> <p>受付時間 9:00～16:00 (土・日・祝日、12月29日～1月3日を 除く。)</p>	 <p>https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kankyo/013.php</p>

目次

目次

脱炭素ブリッジこがについて

古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助事業の概要

- 1 事業の目的
- 2 予算額
- 3 補助金額
- 4 補助金の主な要件

手続の流れ

補助対象者の要件

補助対象となる事業

- 1 補助対象となる設備の条件
- 2 補助対象となる経費

手続① 補助金交付申請

- 1 手続に必要な書類
- 2 交付申請書の記載例
- 3 補助金交付申請方法
- 4 申請期限
- 5 申請から交付決定までの流れ

手続② 設備の導入

- 1 設備の導入
- 2 支払方法

手続③ 補助金実績報告

- 1 実績報告に必要な書類
- 2 実績報告方法
- 3 実績報告期限
- 4 実績報告から交付額確定までの流れ

手続④補助金交付申請

- 1 交付申請書の提出
- 2 請求期限
- 3 補助金の振込

財産処分の制限等について

注意事項

脱炭素ブリッジこがについて

脱炭素ブリッジこが（古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム）とは、脱炭素経営に取り組む市内企業を、さまざまな専門機関・支援機関がサポートするとともに、地域全体で脱炭素化を推進するためのネットワークです。

入会されていない方は、この機会に、ぜひご入会ください。

脱炭素経営を進める 企業ネットワークに参加しませんか？



◀ ブラこちゃん

古賀市脱炭素経営支援 プラットフォーム

脱炭素
×
ビジネス
チャンス

脱炭素社会へのキーワードは「オール古賀」

行政である古賀市はもちろん、市民や企業、団体など誰一人取り残さず全員で連携して脱炭素社会の実現へ。

“脱炭素経営”は“儲かる経営”への近道

- | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 エネルギーコストの削減で経費ダウン <ul style="list-style-type: none">● 年々高騰する原材料費対策にも● 照明のLED化、空調の高効率化等で光熱費が半分近くに削減できることも | 2 “選ばれる企業”になる <ul style="list-style-type: none">● 大手企業との取引では必須となりつつあるCO₂排出量の“見える化”対応● 脱炭素の取組は入札や商談の加点項目 | 3 従業員の定着・採用に効果 <ul style="list-style-type: none">● 環境に配慮した企業は若い世代の就職先として好印象● 「社会貢献できる企業」としてブランドイメージも向上 |
| 4 資金調達に効果 <ul style="list-style-type: none">● 環境に配慮した経営は金融機関の融資条件優遇商品の対象に● 地域金融機関も脱炭素支援メニュー拡大中 | 5 国・県・市の補助金が使える可能性も <ul style="list-style-type: none">● CO₂排出量見える化や脱炭素化設備導入、DXによる省力化等で補助金が使える可能性もあります | 6 社員のモチベーション向上 <ul style="list-style-type: none">● 自社が地域や社会に貢献できることやブランド力強化による自社の知名度アップは、社員のモチベーション向上にもつながります |



■ お問い合わせ
< 古賀市委託事業 >

古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム 事務局
(株式会社NCBリサーチ&コンサルティング)

住所: 〒812-0027 福岡市博多区下川端町2番1号博多座・西銀ビル13階
TEL (092) 282-2662 / FAX (092) 263-1545

専用サイトはこちら▶

<https://koga-zc-challengers.jp/>



サステナブル経営の第一歩を、ここから。

脱炭素経営は、これからの企業活動に欠かせない重要なテーマです。脱炭素ブリッジこが(古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム)では、地域の中小企業が持続可能な成長を実現できるよう、さまざまな支援を行っています。**会員(無料)**になることで、セミナー・補助金情報や専門家のサポート、会員間のネットワーク形成など、実践的かつ効果的な支援を受けることができます。「何から始めればいいのかわからない」という企業様にも、安心して一歩を踏み出していただける仕組みをご用意しています。

さまざまな支援メニューでサポート

アンケート形式の簡単な質問にお答えいただくだけで、貴社の状況に合わせた支援メニューをご案内します。脱炭素ブリッジこがでは、貴社の状況や取組レベルに応じて、最適なサポートをご提供します。脱炭素の取組をビジネスの強みに変える、その第一歩をここから始めませんか？

新規会員登録無料!

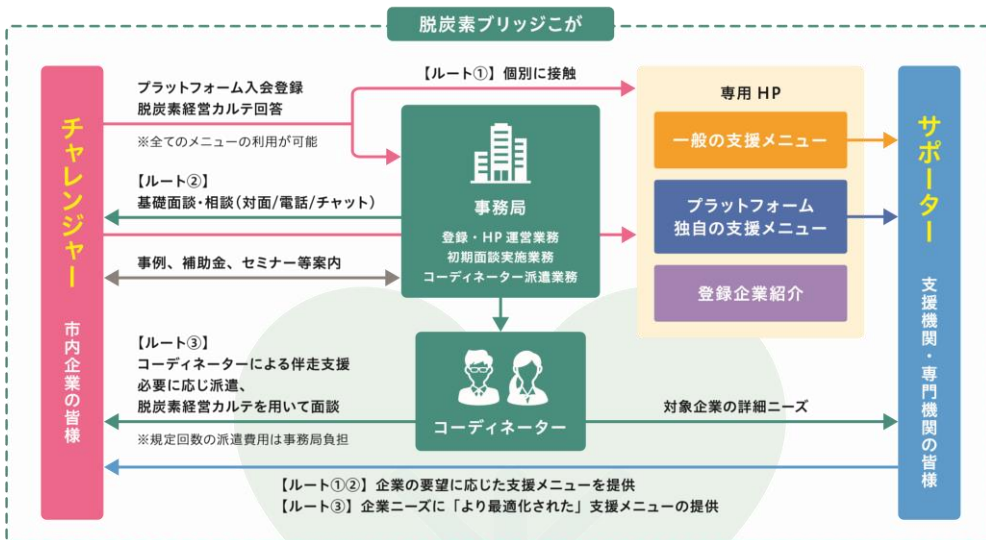
脱炭素カルテ
(アンケート方式)

1から8まで〇×で答えていただくだけ

脱炭素カルテ結果に基づき
今の貴社に必要な
支援メニューでサポート!

支援メニューの
ステージは
1~8段階
あります!

会員になってからの流れ・できること



脱炭素ブリッジこが 「古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム」は…

- 令和6年度環境省「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」に採択
- 古賀市の事業者さまの経営に役立つ「脱炭素」の取組を、古賀市をはじめ、国、県、ノウハウを持つ地域の事業者、専門的知見を持つサポーターが一体となって支援していく取組です。
- 「うちの会社もできる?」と思ったら、ご参加のチャンスです。経営に役立つ「脱炭素」と一緒にチャレンジしていきましょう!
- 本プラットフォームは、会員の皆様の投票により、愛称が「脱炭素ブリッジこが」へ決定しました。プラットフォームが持続可能な地域の未来への懸け橋(ブリッジ)となるよう願いが込められています。



古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金の概要

1 事業の目的

古賀市内の中小企業・中堅企業が実施する太陽光発電設備の導入に対する補助を行うことで、エネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めます。本事業は、一般財源（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用して実施するものです。

2 予算額

予算額 3,000万円 ※予算額の上限に達し次第、交付申請の受付を終了します。

3 補助金額

設備使用者が中小企業の場合

	市内施工業者が施工する場合	市外施工業者が施工する場合
補助額	発電出力に1kWあたり6万円を乗じた額 (上限：75kW)	発電出力に1kWあたり5万円を乗じた額 (上限：75kW)
上限額	450万円	375万円

設備使用者が中堅企業の場合

	市内施工業者が施工する場合	市外施工業者が施工する場合
補助額	発電出力に1kWあたり5万円を乗じた額 (上限：75kW)	発電出力に1kWあたり4万円を乗じた額 (上限：75kW)
上限額	375万円	300万円

※上限額が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を上限とします。

4 補助金の主な要件

対象となる事業	市内の事業所（中小企業・中堅企業）に次に掲げる条件を満たす太陽光発電設備を導入するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備により発電した電気のうち、年間の自家消費率が50パーセント以上となること ・発電出力が10kW以上であること ・FIT（固定価格買取制度）又はFIPの認定を取得しないこと など（詳しくは、13ページをご確認ください。）
設備の導入方法	①購入 ②オンサイトPPA（電力販売） ③リース

手続の流れ

①補助金交付申請▶P.17

必要書類を全て揃えた上で、交付申請を行います。

申請受付期間 令和8年3月13日（金）9時～11月30日（月）16時

※先着順により受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

市-① 補助金交付決定通知の送付

申請書に不備がなければ申請後2週間程度で発送します。

②設備の導入▶P.24

交付決定の日以降に、設備の設置・工事の着工をし、「③補助金実績報告」までに工事代金等の支払いを完了してください。

※ただし、迅速に物価高騰対策を実施するという観点から、令和7年12月1日から令和8年3月31日までの設備の設置・工事の着工については、補助金交付決定前に実施することを認めています

③補助金実績報告▶P.25

実績報告を行います。

最終報告期限 令和9年1月29日（金）16時まで

ただし、令和8年12月1日以降に交付決定を受けた場合は、令和9年2月12日（金）16時まで

市-②補助金交付額決定通知の送付

報告書に不備がなければ申請後2週間程度で発送します。

④補助金交付請求▶P. 27

補助金の交付請求を行います。（方法については市-②発送時にご案内します。）

最終提出期限 令和9年2月26日（金）16時まで

市-③補助金の振込

請求書に不備がなければ1か月程度で指定の口座へ振り込みます。

補助対象者の要件

補助対象者の要件

導入方法の区分に応じて、次に掲げる条件を満たしている必要があります。

区分	対象となる条件
購入	<p>1 補助対象者は、次の各号の要件をすべて満たす太陽光発電設備使用者（需要家）とする</p> <p>(1) 中小企業（※¹）又は中堅企業（※²）であること</p> <p>(2) 古賀市内に事業所（※³）があること</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者とししない</p> <p>(1) 古賀市税及び古賀市に対する責務の支払い等の滞納がある者</p> <p>(2) 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していない者</p> <p>(3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者</p> <p>(4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者</p> <p>(5) 次の申し立てをしている者</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>(6) 責務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされている者</p> <p>(7) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有さず、債務超過の状況にある者</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者</p> <p>(9) 古賀市による指名停止措置を受けている者</p> <p>(10) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者</p> <p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する事業を営む者</p> <p>(12) 公序良俗に反する事業を営む者</p>

	<p>(13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団</p> <p>(14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員となっている団体</p> <p>(15) 暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</p>
<p>オンサイトPPA（電力販売）</p>	<p>1 補助対象者は、PPA事業者（法人に限る。）であり、かつ、補助金相当額を需要家に対するサービス料金から減額その他市長が適当と認める方法により還元する者（※⁴）とし、設備使用者（需要家・賃借人）については上記購入区分の要件を全て満たす者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者とししない。</p> <p>(1) 古賀市税及び古賀市に対する責務の支払い等の滞納がある者</p> <p>(2) 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していない者</p> <p>(3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者</p> <p>(4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者</p> <p>(5) 次の申し立てをしている者</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>(6) 責務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされている者</p> <p>(7) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有さず、債務超過の状況にある者</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者</p> <p>(9) 古賀市による指名停止措置を受けている者</p> <p>(10) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者</p> <p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する</p>

	<p>事業を営む者</p> <p>(12) 公序良俗に反する事業を営む者</p> <p>(13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団</p> <p>(14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員となっている団体</p> <p>(15) 暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</p>
リース	<p>1 補助対象者は、リース事業者（法人に限る。）であり、かつ、補助金相当額を需要家に対するリース料金から減額その他市長が適当と認める方法により還元する者（※⁵）とし、設備使用者（需要家・賃借人）については上記購入区分の要件を全て満たす者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者とししない。</p> <p>(1) 古賀市税及び古賀市に対する責務の支払い等の滞納がある者</p> <p>(2) 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していない者</p> <p>(3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者</p> <p>(4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者</p> <p>(5) 次の申し立てをしている者</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>(6) 責務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされている者</p> <p>(7) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有さず、債務超過の状況にある者</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者</p> <p>(9) 古賀市による指名停止措置を受けている者</p> <p>(10) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者</p>

	<p>(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する事業を営む者</p> <p>(12) 公序良俗に反する事業を営む者</p> <p>(13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団</p> <p>(14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員となっている団体</p> <p>(15) 暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オンサイト PPA 又はリースにより太陽光発電設備を導入する場合、補助金の交付先は、設備の所有者であるリース事業者又は PPA 事業者とします。当該事業者を申請者とし、設備使用者（市内の中小企業・中堅企業）の同意を取った上で補助金の交付を受けることができます。本事業の実質的な支援対象は、設備使用者（市内の中小企業・中堅企業）であるため、補助金相当額は、設備使用者へ適切に還元するものとします。

※¹ 中小企業

1. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者（個人事業主にあっては、青色申告を行っているものに限る。）。

（参考）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

- ・ 次の表に該当する会社及び個人

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員（※ ⁶ ）の数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④飲食サービス業、小売業	5,000万円以下	50人以下

2. 次のいずれかに該当する者であって、常時使用する従業員の数が300人以下の者

- (1) 学校法人
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人

※² 中堅企業

1. 産業競争力強化法第2条第24項に規定する中堅企業に該当する者

(参考) 産業競争力強化法第2条第24項に規定する中堅企業者

常時使用する従業員の数が2千人以下の会社及び個人（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者を除く。）

2. 次のいずれかに該当する者であって、常時使用する従業員の数が2000人以下の者（中小企業を除く。）

- (1) 学校法人
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
- (3) 医療法人
- (4) 社会福祉法人

※³ 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設を指します。

所有する施設の一部を他社に賃貸している場合は、自己が事務所として専有使用している部分のみ事業所とみなします。

※⁴ 補助金相当額を需要家に対するサービス料金から減額その他市長が適当と認める方法により還元する者

原則として、補助金相当額を需要家に対するサービス料金から減額してください。ただし、P13に記載のとおり、迅速に物価高騰対策を実施するという観点から、令和7年12月1日から令和8年3月31日までの設備の設置・工事の着工については、補助金交付決定前に実施することを認めていることから、この場合は、補助金相当額を需要家に対するサービス料金から減額する以外の方法により還元することを認めています。詳しくはお問い合わせください。

※⁵ 補助金相当額を需要家に対するリース料金から減額その他市長が適当と認める方法により還元する者

原則として、補助金相当額を需要家に対するリース料金から減額してください。ただし、P13に記載のとおり、迅速に物価高騰対策を実施するという観点から、令和7年12月1日から令和8年3月31日までの設備の設置・工事の着工については、補助金交付決定前に実施することを認めていることから、この場合は、補助金相当額を需要家に対するリース料金から減額する以外の方法により還元することを認めています。詳しくはお問い合わせください。

※⁶ 常時使用する従業員

業務に従事する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 会社役員
- ・ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）
- ・ 日々雇い入れられている者
- ・ 2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・ 試用期間中の者
- ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

補助対象となる事業

1 補助対象となる設備の条件

補助対象事業
中小企業又は中堅企業が使用する市内の事業所の敷地内に次のいずれにも該当する太陽光発電設備を導入すること
(1) 各種法令等を遵守した太陽光発電設備の導入であること。 (2) 導入する太陽光発電設備は、商用化され、導入実績があるものであること（未使用のものに限る。） (3) 発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW以上であること。 (4) 設置する事業所において発電した電力を自家消費するものとし、年間の自家消費量が、 <u>年間発電電力の50パーセント以上</u> となること。 (5) 太陽光発電設備により発電した自家消費する電気の環境価値が、需要家に帰属するものであること。ただし、次のいずれにも該当する場合はこの限りでない。 ア 第6条の規定による補助金額の算定の基礎となる発電出力相当分の電気の環境価値が需要家に帰属すること。 イ 第6条の規定による補助金額の算定の基礎とならない発電出力相当分の電気の環境価値が市内において活用・流通されるなど、環境価値が市内に帰属すること。 (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP(Feed-in Premium)制度の認定を取得しないこと。 (7) 発電設備の設置にあたっては、資源エネルギー庁が策定した再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準拠して実施されること。 (8) 補助事業で設置する設備から得られた電力を、事業の用に供する部分で使用するものであること。 (9) 太陽光発電設備について、この要綱に基づく補助金以外の市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。 (10) 規則第5条第1項の規定による交付決定の日以降に工事の着工及び太陽光発電設備の設置を行うものであること。ただし、令和7年12月1日から令和8年3月31日までの間の工事の着工及び太陽光発電設備の設置については、この限りでない。（※ ⁷ ）

※⁷ 迅速に物価高騰対策を実施するという観点から、令和7年12月1日から令和8年3

月31日までの設備の設置・工事の着工については、補助金交付決定前に実施することを認めています。ただし、要件に該当しない場合は、審査の上、不交付となる可能性がございますのでご注意ください。

令和8年4月1日以降の設備の設置・工事の着工については、必ず補助金交付決定日以降に行ってください。設備によっては納期までに日程を要することから、補助金交付決定前の契約・発注を認めています。ただし、要件に該当しない場合は、審査の上、不交付となる可能性がございますのでご注意ください。

2 補助対象となる経費

- ・ 太陽光発電設備を導入するにあたり必要となる機器の購入及び設置に要する費用のみが対象となります（国、福岡県及びその他の団体が実施する太陽光発電設備の設置に係る補助金等がある場合は、その額を差し引いた額が補助対象となります。）。
- ・ リース契約等の場合において、リース料の算定にあたり残存価格を設定するときは、残存価格は、補助対象経費に含まれません。

- ・ 補助対象となる経費の例
 - (1) 機器の購入に要する経費
太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、架台等及びこれらに付帯する設備の購入費用
 - (2) 機器の設置に要する経費
太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、架台等及びこれらに付帯する設備の設置工事費用

- ・ 補助対象外となる経費の例
 - (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
 - (2) 各種保証・保険料（延長保証など）、収入印紙、振込手数料等
 - (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
 - (4) 既存施設や設備の修繕費、補修費（施設の補強日、土地の造成費用など）
耐震補強工事や屋上の防水工事など施設側に係る工事費用は対象外となります。
 - (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
 - (6) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用

3 補助金額

設備使用者が中小企業の場合

	市内施工業者（※ ⁸ ）が施工する（※ ¹⁰ ）場合	市外施工業者（※ ⁹ ）が施工する場合
補助額	発電出力に1kWあたり6万円を乗じた額 （上限：75kW）	発電出力に1kWあたり5万円を乗じた額 （上限：75kW）
上限額（※ ¹¹ ）	450万円	375万円

設備使用者が中堅企業の場合

	市内施工業者が施工する場合	市外施工業者が施工する場合
補助額	発電出力に1kWあたり5万円を乗じた額 （上限：75kW）	発電出力に1kWあたり4万円を乗じた額 （上限：75kW）
上限額	375万円	300万円

※⁸ 市内施工業者

市内に事務所を有する施工業者又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

※⁹ 市外施工業者

市内に事務所を有しない施工業者又は市内に住所を有しない個人事業者をいう。

※¹⁰ 補助対象者から直接、補助対象設備の施工を請け負い、施工することをいう。

※¹¹ 上限額が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を上限額とします。

手続① 補助金交付申請

1 申請に必要な書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 01 古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金交付申請書（様式第1号） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業に係る契約書及び経費の内訳が分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> - 契約締結前の場合は、発行から<u>3か月以内</u>の見積書等経費の分かるもの - 施工業者の名称及び所在地（氏名及び住所）が分かるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の仕様書 <ul style="list-style-type: none"> - 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーのメーカー名、型式番号、能力等の仕様が確認できる書類 - 太陽電池モジュールの公称最大出力、パワーコンディショナーの定格出力が分かる書類 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の設計図（機器配置図、システム系統図、単線結線図） <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光発電設備に係る補助対象部分と補助対象外の部分（既存の電気系統等）が判別できるようにマーキング等を行ってください。 <p>[機器配置図] 設置場所（屋根や空き地等）に太陽光パネル等を設置した図面</p> <p>[システム系統図] 補助対象設備と既存設備（分電盤や受変電設備）の配線を示した図面</p> <p>[単線結線図] 発電した電力を消費する事業所の単線結線図 高圧や特別高圧で電力を受変電設備で受電する場合に、電気回路系統を単線で示した図面 低圧の場合は、契約電流又は電力が分かる屋内配線図</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備を設置する土地又は建物の所有者が分かる書類（登記簿謄本） <ul style="list-style-type: none"> - 新築の場合は、建築物確認済証でも可 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 02 同意書（土地又は建物を需要家以外が所有している場合） <ul style="list-style-type: none"> - 太陽光発電設備を設置する土地又は建物を需要家以外が所有している場合のみ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は履歴事項現在証明書） <ul style="list-style-type: none"> - 申請者が法人の場合のみ - 発行から<u>3か月以内</u>のもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の営業許可証、開業届、青色申告等の資格証明書のいずれか <ul style="list-style-type: none"> - 申請者が個人事業主の場合のみ - 事業所住所に市内住所が記載されていることが必要です。 - 青色申告書の場合は所得税確定申告書及び青色申告決算書の両方を提出してください（電子申請の場合は受理されていることが確認できる受信通知等も必要）。 	

- マイナンバーが記載されている場合は必ず黒塗りにしてください。
・03 誓約書兼同意書（申請者用）
・04 申請者の役員氏名一覧表
・申請者の古賀市税の滞納の無い証明書の写し - 申請者が古賀市税の滞納の有無に関する調査に同意する場合は不要
・年間の想定発電量及び想定電力消費量の根拠資料 - 施工事業者が作成した発電シミュレーションや電力会社からの電気料金票1年間分を提出してください。想定電力消費量が過去の電力料金の合計額と異なる場合は、その理由について記載した計算書も合わせて提出してください。

P P Aにより導入する場合に必要な書類
・05～07 補助金還元確認書
・電力購入契約書 - P P A事業者と需要家の間で取り交わした電力購入契約書の写し（契約締結前の場合は、発行から3か月以内の見積書等費用のわかる書類の写し）
・需要家の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は履歴事項現在証明書） - 需要家が法人の場合のみ - 発行から <u>3か月以内のもの</u>
・需要家の営業許可証、開業届、青色申告等の資格証明書のいずれか - 需要家が個人事業主の場合のみ - 事業所住所に市内住所が記載されていることが必要です。 - 青色申告書の場合は所得税確定申告書及び青色申告決算書の両方を提出してください（電子申請の場合は受理されていることが確認できる受信通知等も必要）。 - マイナンバーが記載されている場合は必ず黒塗りにしてください。
・07 誓約書兼同意書（需要家用）
・04 需要家の役員氏名一覧表
・需要家の古賀市税の滞納の無い証明書の写し - 需要家が古賀市税の滞納の有無に関する調査に同意する場合は不要

リースにより導入する場合に必要な書類
・05～07 補助金還元確認書
・リース契約書 - リース事業者と需要家の間で取り交わしたリース契約書の写し（契約締結前の場合は、発行から3か月以内の見積書等費用のわかる書類の写し）
・需要家の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は履歴事項現在証明書） - 需要家が法人の場合のみ

- 発行から <u>3か月以内</u> のもの
<ul style="list-style-type: none"> • 需要家の営業許可証、開業届、青色申告等の資格証明書のいずれか <ul style="list-style-type: none"> - 需要家が個人事業主の場合のみ - 事業所住所に市内住所が記載されていることが必要です。 - 青色申告書の場合は所得税確定申告書及び青色申告決算書の両方を提出してください（電子申請の場合は受理されていることが確認できる受信通知等も必要）。 - マイナンバーが記載されている場合は必ず黒塗りにしてください。
• 07 誓約書兼同意書（需要家用）
• 04 需要家の役員氏名一覧表
<ul style="list-style-type: none"> • 需要家の古賀市税の滞納の無い証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> - 需要家が古賀市税の滞納の有無に関する調査に同意する場合は不要

※このほか、必要に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

2 交付申請書の記載例

様式第1号(第7条関係)

令和8年 4月 20日

古賀市長 宛

【申請者】

所在地又は住所	〒 812 - 0011 福岡市博多区博多駅前1丁目〇—〇
フリガナ	カブシキガイシャ 〇〇リース
法人名又は屋号	株式会社 〇〇リース
代表者 役職・氏名	代表取締役 古賀 〇〇
担当者氏名	古賀 △△
担当者電話番号	(092) 942 - 1127

古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金交付申請書

古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金の交付を受けたいので、古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金交付要綱第7条の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。

1 補助金申請額

1,000,000 円

2 補助対象設備の導入区分

購入 リース オンサイト PPA

3 需要家

事業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他	法人番号 (法人のみ)	11111111111111
事業区分	<input type="checkbox"/> 中小企業 <input checked="" type="checkbox"/> 中堅企業		
業種	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他()		
資本金の額 (法人のみ)	510,000,000	円	
常時使用する従業員数	500	人	
所在地 (法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)	(〒 810 - 0001) 福岡市中央区天神 1丁目〇—〇		

法人名又は屋号	株式会社 ○○商事		
代表者役職・氏名	代表取締役 古賀 ○×		
担当者名	古賀 △×	担当者電話番号	092-944-○○○○
担当者メールアドレス	○○○○@○○○○		

4 補助対象設備を設置する事業所

所在地	(〒 811 - 3103) 古賀市中央2丁目○-○
所有者	<input type="checkbox"/> 需要家が所有 <input checked="" type="checkbox"/> 需要家以外が所有

5 契約・発注日、設置工事着手日、設置完了日

契約・発注日(予定)	令和8年 3月 1日
設置工事着手日(予定)	令和8年 5月30日
設置工事完了日(予定)	令和8年12月10日

6 施工業者

<input checked="" type="checkbox"/> 市内施工業者 <input type="checkbox"/> 市外施工業者	
本店所在地又は住所	福岡市天神1丁目○-○
法人名又は屋号	株式会社 ○○工業
役職・代表者名	古賀 ○×
市内所在地 (本店が市外に所在する市内施工業者のみ)	古賀市天神2丁目○-○

7 補助対象設備

メーカー名・型式	○○ ○○-LX3GDLCS ○× ○○-JY3GDACB	
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(A)	30	kW
パワーコンディショナーの定格出力の合計値(B)	25	kW
補助金の算定基礎とする発電出力(C) (A)と(B)のいずれか低い方を上限とする値(75kWを上限とする。小数点以下切捨て。)	25	kW
年間想定発電量	260,000	kWh/年
年間想定自家消費電力量	140,000	kWh/年

8 補助対象経費及び補助金額

太陽光発電設備の機器の購入及び設置に要する費用(D)	7,000,500	円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
国補助等の額(E)	0	円
補助対象経費(D)－(E)	7,000,000	千円(千円未満切り捨て。)
<p>○中小企業</p> <p>市内施工業者の場合：6万円/kW×(C)</p> <p>市外施工業者の場合：5万円/kW×(C)</p> <p>○中堅企業</p> <p>市内施工業者の場合：5万円/kW×(C)</p> <p>市外施工業者の場合：4万円/kW×(C)</p>		
上記の計算で算出した額(F)	1,250,000	円
補助金申請額 (D)－(E)又は(F)のいずれか低い額	1,250,000	円

9 補助金の効果及びそれを示す指標

補助事業の目的及び内容	エネルギー価格高騰対策と脱炭素化を行うため、太陽光発電設備を導入する。			
補助事業の効果	エネルギー代金の削減		脱炭素化の実現	
指標	購入電気量の削減量/年		温室効果ガス排出量の削減量/年	
現在地	0	kWh/年	0	t CO ₂ /年
目標値	140,000	kWh/年	59.22	t CO ₂ /年
把握方法	実績報告書及び根拠資料			

3 補助金交付申請方法

書類に不備・不足がある場合は受付できません。必ず全ての書類を揃えてから提出してください。代理申請はできませんので、補助対象者が申請してください。

古賀市ホームページから申請書等をダウンロードしていただき、郵送または古賀市役所環境課窓口までご持参ください。

4 申請期限

申請受付期限 令和8年11月30日（月）16時

※予算額の上限に達し次第、交付申請の受付を終了します。

5 申請から交付決定までの流れ

申請いただいた内容について市で審査を行い、適当と認める場合は「交付決定通知書」を送付します。（不適当と認める場合は「不交付決定通知書」を送付します。）適正な申請が行われてから2週間を目安に発送します。

書類の不備・不足があった場合は、原則としてメールアドレス宛へ連絡しますので、対応をお願いします。

※書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が伸びる場合もあります。

手続② 設備の導入

1 設備の導入

手続③実績報告申請までに納品・工事をすべて完了させ、代金の支払いを完了させてください。

迅速に物価高騰対策を実施するという観点から、令和7年12月1日～令和8年3月31日までの設備の設置・工事の着工については、補助金交付決定前に実施することを認めています。ただし、審査の上、要件に該当しない場合は、不交付となる可能性がございますのでご注意ください。

令和8年4月1日以降の設備の設置・工事の着工については、必ず補助金交付決定日以降に行ってください。設備によっては納期までに日程を要することから、補助金交付決定前の契約・発注を認めています。ただし、審査の上、要件に該当しない場合は、不交付となる可能性がございますのでご注意ください。

2 支払い方法

発注業者への代金の支払い方法は、次の①から③のいずれかの方法で行い、支払完了日が実績報告日以前であることに限ります。

支払方法	支払完了日	必要書類（次の写しを提出）
①現金	領収書発行日	領収書
②銀行振込	領収書発行日又は口座引き落とし日	領収書、請求書及び支払いが確認できる通帳や当座勘定照合表等のいずれか
③手形・小切手 （裏書譲渡を除く）	口座引き落とし日 （手形・小切手の公布日ではありません。）	・領収書又は請求書 ・手形又は小切手の控え等 ・支払いの確認できる通帳や当座勘定照合表等 の全て

手続③ 補助金実績報告

1 実績報告に必要な書類

<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金実績報告書（様式第2号）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業に係る契約書及び経費の内訳がわかる書類の写し <ul style="list-style-type: none"> - 交付申請時に出していない場合のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の工事完了及び支出を証する書類の写し <ul style="list-style-type: none"> [工事完了を証する書類] 工事完了証明書又は納品書及び請求書等 [支出を証する書類] 領収書、銀行振込の場合は通帳や当座勘定照合表等支払いが確認できる箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の設置後の写真 <ul style="list-style-type: none"> - 設置した太陽光パネル、パワーコンディショナー、その他主要な付属設備の設置後写真
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の仕様書 <ul style="list-style-type: none"> - 軽微な変更があった場合のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備の設計図（機器配置図、システム系統図、単線結線図） <ul style="list-style-type: none"> - 軽微な変更があった場合のみ

PPAにより導入する場合に必要な書類

<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力購入契約書 <ul style="list-style-type: none"> - 交付申請時に出していない場合のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金が市内事業者に還元されることが分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> - 補助金相当額を需要家に対するサービス料金から減額する以外の方法により還元することが認められる場合のみ

リースにより導入する場合に必要な書類

<ul style="list-style-type: none"> ・ リース契約書 <ul style="list-style-type: none"> - 交付申請時に出していない場合のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金が市内事業者に還元されることが分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> - 補助金相当額を需要家に対するリース料金から減額する以外の方法により還元することが認められる場合のみ

2 実績報告方法

書類に不備・不足がある場合は受付できません。必ず全ての書類を揃えてから提出してください。

古賀市ホームページから申請書等をダウンロードしていただき、郵送または古賀市役所環境課窓口までご持参ください。

3 実績報告期限

最終報告期限 令和9年1月29日（金）16時まで

ただし、令和8年12月1日以降に交付決定を受けた場合は、令和9年2月12日（金）16時まで

4 実績報告から交付額確定までの流れ

ご提出いただいた内容について市で審査を行い、適当と認める場合は「交付額確定通知書」を送付します。適正な申請が行われてから2週間を目安に発送します。

書類の不備・不足があった場合は、原則としてメールで連絡しますので、対応をお願いします。

※書類の不備や混雑状況によっては、審査期間が伸びる場合もあります。

手続④ 補助金交付請求

1 交付請求書の提出

交付額確定通知書受領後から、原則1週間以内にご提出をお願いします。

提出に必要な書類と提出方法につきましては、交付額確定通知書を送付する際に同封するご案内にてご確認ください。

2 請求期限

最終提出期限 令和9年2月26日（金）16時まで

3 補助金の振込

適正な「交付請求書」を市が受領後、1か月程度でご指定の口座に補助金が振り込まれます。

財産処分の制限等について

補助金の交付を受けて取得した設備等取得した時より当該耐用年数（10年を超えるときは10年）を経過する前に処分（交付の目的に反した使用、移設、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取り壊し、又は廃棄を含む）してはいけません。

当該年数内にやむを得ず処分する場合は、事前に財産処分申出書の提出をし、市の承認を受ける必要があります。また、財産処分に際して市から補助金の全部または一部に相当する金額の納付の請求を受けた場合は、相当金額を市に納付しなければなりません。

注意事項

(1) 交付申請の取下げについて

補助金交付決定通知書の交付を受けた後に、補助事業を中止又は廃止する場合には、届出の提出が必要になります。速やかにお問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 交付申請内容の変更について

補助金交付決定通知書の交付を受けた後に、補助事業の内容（申請者又は需要家の名称・所在地・代表者等や、設備投資計画等）に変更が生じた場合は、届出が必要な場合があります。速やかにお問い合わせ先までご連絡ください。

(3) 補助金の交付決定の取消しと返還について

補助金の交付決定を受けた者が古賀市補助金交付規則、古賀市中小企業等向け太陽光発電設備導入補助金及び法令の規定又はそれらに基づく市長の処分若しくは命令に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めることがあります。

(4) 申請手続き及び連絡について

必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。提出資料の修正等、本市からの連絡は、原則メールにて行います。メールアドレス、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(5) 収集する情報の取扱いについて

アンケート調査依頼、脱炭素の取組啓発等のため、申請者及び需要家の情報を本市の他部署に提供する場合があります。

(6) 本事業を活用して設置した太陽光発電設備の1年間の使用状況について、後日、報告を求めます。